

一般国道 415号	富山市水橋高堂8番3から	変更前	最大 20.1 最小 12.7	17.1	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋高堂 307番まで	変更後	最大 23.8 最小 12.7	17.1	
県道 岩嶺寺大石原 水橋線	富山市水橋高堂11番5から	変更前	最大 19.3 最小 10.8	21.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋高堂8番3まで	変更後	最大 20.1 最小 11.0	21.5	

富山県告示第131号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町栃折字磨根柴 694番2から 富山市八尾町栃折字瀧ノ草蓮16番9まで	令和5年3月22日	富山土木 センター
一般国道 415号	富山市水橋高堂8番3から 富山市水橋高堂 307番まで	令和5年3月24日	富山土木 センター 立山土木 事務所

令和4年7月26日から令和5年2月2日まで

3 作業地域

砺波市太田 地内

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から終了を通知するまで

3 作業地域

富山県全域

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

3 作業地域

県内全域のとおり

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川郡立山町、下新川郡入善町

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・213号 東岩瀬線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更無し

使用の部分 変更無し

都市計画事業の施行

富山南都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

富山南都市計画道路事業

3・5・1号 上大久保上二杉線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更無し

使用の部分 なし